

平成21年2月23日

都道府県介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係

居宅療養管理指導の指定について（事務連絡）

昨今の介護保険行政に関し、多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の介護報酬改定におきましては、指定等の改正もあり、ご迷惑をおかけしておりますが、訪問看護ステーションの看護職員による居宅療養管理指導を可能としたことを踏まえ、指定事務に対して一定の整理が必要となることから、下記のとおり、事務連絡を送付させていただきます。貴都道府県の関係市町村にも周知をお願いいたします。

記

1. 居宅療養管理指導に係る訪問看護ステーションの基準について

訪問看護ステーションが居宅療養管理指導の指定を受けるにあたっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第85条及び第86条を適用することを考えているところであるが、具体的には、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成21年2月19日開催）の資料「別冊 介護報酬改定関係資料」の299ページ及び300ページの内容を考えているところである。

なお、介護予防居宅療養管理指導にあっても同様である。

2. 訪問看護ステーションの居宅療養管理指導に係る指定の申請について

居宅療養管理指導を行う訪問看護ステーションについては、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条に基づいて指定の申請が必要となるところであるが、その指定の申請にあっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第118条に基づいて行っていただくことを考えている。（改正案参照）

(改正案：下線部が改正箇所)

第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 事業所の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別及び提供する居宅療養管理指導の種類

六～十三 (略)

3. 指定の申請にあたっての様式について

指定居宅サービス事業所等の指定等に関する規則の参考例を平成11年7月16日付各都道府県介護保険担当課(室)長宛厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡(以下「平成11年事務連絡」という。)においてお示ししているところであるが、当該事務連絡中にある様式例において「居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項」を掲げているが、追って平成11年事務連絡を改正した事務連絡の発出を行うことを考えているところ、具体的には、当該様式例を上記1.及び2.を踏まえ、「病院、診療所、薬局の別」及び「従業員の員数」の欄を変更することを検討している。

4. 留意事項

指定事務にあっては、今般の介護報酬改定に伴う改正によりご迷惑をおかけするところ、上記1.から3.を踏まえ、平成21年4月1日の改正後の介護報酬の施行にあたって訪問看護ステーションへの居宅療養管理指導の指定が円滑に行われるよう、適宜事業者と調整されたい。

なお、居宅療養管理指導を行う訪問看護ステーションの基準が訪問看護の基準を満たしていることから、当該訪問看護ステーションが訪問看護の指定を受けている場合には、居宅療養管理指導の指定申請における必要書類を軽減しても差し支えない旨の措置についても検討しているところである。